

## 第130回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年 1月17日（木）10:00～12:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局長、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、  
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計  
部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局  
合理的根拠政策立案推進本部長

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

毎月勤労統計調査について

5 議事概要

総務省政策統括官から、資料1に基づき、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る  
統計法の施行状況について報告され、厚生労働省から、資料2-1及び2-2に基づ  
き、毎月勤労統計調査において全数調査として実施すべき部分について一部抽出調査  
で行っていたこと等について説明が行われた。

これを踏まえ、審議を行った結果、厚生労働大臣に対し、統計法第55条第3項に基  
づき、今回の事実に係る統計委員会の認識を示すとともに、以下に掲げる具体的措置  
の実施を求める意見を述べることとした。

- ① 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- ② 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること

- ③ 平成24年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列へ切り替えること、  
なお、意見の文言は委員長に一任することとされた。

主な発言は以下のとおり。

【発生した事案に係る事実関係】

- ・そもその問題は、全数調査として行うべきところを行っていないこと自体が問題。「復元すべき」という抽出を前提とする記述が、全数調査を行っていないことと同じレベルで出てくることに強い違和感がある。
- 全数調査であれば、復元することはないが、東京都のみ抽出調査に移行したこと、仮に抽出調査で行うのであれば復元すべきであったことの2段階の説明をまとめて行ったものである。
- ・まずは、なぜ今回の事案が発生したのかを明らかにすべきで、それを踏まえた措置については、次の話になる。
- ・全数調査で行っているときも、実際には、回収できないサンプルもあったと思われることから抽出調査にしたのかもしれないが、東京都や全国の回収率等の数値を見ないと分からない。
- 抽出調査に切り替えた経緯は調査中。当時の資料では、東京都は大規模事業所の対象が多いので、抽出調査でも精度が保たれるとの記述は見られるが、この記述がなされるに当たり、どういう議論がなされたのかについては解明されていない。
- ・回収率に問題がない状況で抽出化の議論が出てくるとも考えにくい。それについて説明がなされていない。
- 現在、調査中。
- ・回収率を云々する以前に、構造的なマンパワー不足が引き起こした問題ではないのか。結果として、再集計前の数値が過小に出ているというのは、明らかにサンプリングバイアスが発生しているということであり、このようなことは、統計委員会で議論すべきもの。
- なぜ調査方法を変更したのかについては調査中。数字が小さく出ていたことについては、資料の2-2で説明したい。
- ・平成30年に入ってから毎月勤労統計のデータの動きがおかしいという指摘があり、結果として、今回の事案が発覚した訳で、復元したから問題ないという自体がおかしい。国民経済計算体系的整備部会でも、毎月勤労統計について取り上げていたが、裏切られたという気持ちである。
- 全数調査を抽出調査に切り替えたが、予算要求はどうなっているのか。抽出調査とした分は、予算が浮いてくるのではないか。統計委員会で、統計予算の確認は行っていたので確認したい。
- 問題がないニュアンスで受け止められたのであれば、お詫びする。
- 予算要求については、手元に情報がない。調査対象事業所数が、おおむね1割程度少

なかったと説明したが、予算については、本来の計画上の数で要求しているものと思われる。

- ・ 公的統計全体の信頼までも揺るがしかねない前代未聞の事件であり、厚生労働省には深刻に受け止めていただきたい。統計委員会としては、ユーザーが困らないようにしていくことが必要である。

昨年1月から復元した数字を公表しているということは、その時点で一部の職員は分かっていたということだと思われ、それ以降の復元の過程で、組織の中でも十分認識されていたのではないかと。

また、利用者の観点からの意見として、公表資料を見ても本件について、ほとんど記述がない。統計ユーザーへの情報提供として適切と思っておられるのか。改善の考えはないのか。

→平成30年1月の時点で集計プログラムを変更したときに、東京都における全数から抽出していたことは、総務省から指摘を受ける前に一部職員は認識していたが、組織全体として共有していなかったということ。当時の職員に事実確認を行っている。

ホームページにおけるユーザーへの説明等については、改善に直ちに着手したい。

- ・ 昨年1月に推計プログラムの変更で組織の一部の人が認識していたにもかかわらず、上層部に伝わらないというのは、組織内のガバナンスの問題であり、統計作成がブラックボックス化していることを表している。適切な情報提供については、委員会としても検証していく。

- ・ 資料2-1の平成8年以降は調査事業対象事業所数が少なくなっていたということについて説明してほしい。

→資料2-2で説明したい。

- ・ 産業界においても賃金や経営計画などに大きな影響があり、経団連からも、今回の事案について、しっかり対応していただきたいとコメントを出したところ。

平成30年1月に生じた約2,000円のギャップの要因について、ローテーションサンプリングの影響が300円、ベンチマーク更新が1,700円とされているが、今回明らかになった東京都分の復元の影響との関係を説明願いたい。

→2,000円のギャップには、東京都分の復元効果が含まれていることから、要因分析を改めて実施しているところ。現時点では、その額は分からない。

- ・ ギャップ額自体が増えるのか。再集計の計算が終わっているのであればすぐに分かるはず。

→手元に資料がないので、すぐに回答できない。

- ・ 経緯は調査中ということだが、是非、統計作成の現場が、どのような仕組み・分掌になっているのか説明してほしい。

→事実を全て明らかにして報告したいと考えている。再発防止のためにも事実を解明していきたい。

- ・ 全数調査から抽出方法に変更した時に、なぜ復元するという事に思い至らなかったのか。

→現在、調査中。

- ・厚生労働省の最も重要な統計の一つである毎月勤労統計で、不適切な調査手法と誤ったデータの扱いが15年以上にわたって行われていたことが明るみに出た。国の政策の基盤となるはずの公的統計を信用できるのか、という疑念を生じさせる重大な事案であるといわざるを得ない。

本日の審議に当たり、事案を整理すると、三つの側面がある。

第一に、統計委員会が審議し、総務省の承認を受けた調査計画と異なる方法により実施されていたということ。具体的には、厚生労働省は常用労働者数500人以上の大規模事業所は全数調査するという調査計画を申請し総務大臣から承認を受け、そのように公表していたにもかかわらず、東京都については、平成16年から抽出調査を実施し、その内容を公表していなかった。

第二に、調査データの扱いに初歩的な誤りがあったことを、長期にわたって放置していた。この統計調査では全数調査の部分以外では、まず産業別、事業所規模別に層を分け、それぞれ抽出する事業所数を決定して、その中で偏りなく調査対象となる事業所を抽出し、その合計データからその層の全事業所の合計数値を推計している。このため、当然ながら抽出されたデータは抽出率分だけ全体の数値より小さくなる。したがって抽出率の逆数をかけ元の全事業所に対応する数値にしなければならない。抽出調査を行うならこうした復元が必要だが、平成16年に無断で東京都の大規模事業所を抽出調査に変えた際には、このような復元を行うプログラムになっていなかった。そのため東京都の実態が過小に反映されることとなっている。平成30年1月に、この調査の大規模な変更がなされたことに対応してプログラムを変更した際に、ようやくこの復元が反映されたようだが、そのときも統計委員会や総務省へ説明せず、公表することもしていなかった。東京都は、賃金水準が相対的に高い地域であるため、東京都が占めるシェアが過小であれば全国の賃金の推計結果も過小となる。実際、厚生労働省が今回復元した平成24年までの再推計した数字をみると、平均して0.6%ポイント程度過小に計算されている。もし復元が正しくなされていれば、賃金の集計値は統計的に偏りのない値となっていたはず。

第三に、今回の事案は、統計改革の一環として精度改善を検討するため、この毎月勤労統計を吟味していた統計委員会の活動を通じて初めて明らかになった。公的統計への信頼を守るために、このような統計に関する事案については「適時開示」と「透明性」が重要。この事案に関しても総務省を通して事実確認の要請を直ちに行ったが、本事案の調査が難しいこともあり、現時点で厚生労働省から十分な情報が提供されているとは言い難い状況。

今回の毎月勤労統計で起こっていたことは、統計委員会としても、極めて遺憾な出来事。これまで、毎月勤労統計調査には、統計委員会も多くの審議時間を費やし、その改善のアドバイスをしてきた。裏切られたという気持ちはぬぐえない。厚生労働省には、猛省を求めるとともに、今後の徹底した原因究明と再発防止を強く求めたい。

今回、いくつかの論点が出てきた。事案の発生について、どのような理由で、このよ

うなことを行ったのか正確な事実を教えてください。我々は正しい統計を作ることが目的なので、なぜチェックの機能が果たされなかったのかという点も知りたい。重要な点は、平成30年のプログラム改定時に何があったのか正確に教えてください。ユーザーへの情報提供も不十分と言わざるを得ない。ギャップの要因分解についても、十分な説明がなされなかったことは遺憾である。追加的な説明をできるだけ早い段階でお願いしたい。

#### 【承認を受けた調査計画の履行】

- ・調査実施に関する今後の対応として、①東京都の500人以上の事業所の全数調査への可及的速やかな履行、②調査計画上の標本数である33,200事業所の履行について、厚生労働省に求めたい。
- その提案の趣旨に尽きる。賛同したい。
- この2つの意見を統計委員会の見解としたい。
- 承認しているとおりの調査を行うことが当然だが、厚生労働省はしっかりとスケジュールを示すべき。
- その点も含めて要請したい。また、将来的には、標本設計の抜本的見直しについても考えざるを得ないと思うが、今後の課題としたい。
- 元に戻した場合には、また段差が発生すると思うので、ユーザーフレンドリーな情報提供をお願いしたい。

#### 【平成24年～平成30年の間の遡及推計】

- ・標本誤差は抽出率で決まるのではなく、標本の大きさで決まる。ホームページを見ても、抽出率の資料はあっても、報告者数の記述がない。これがブラックボックス化の一因になっており、その結果として検証ができない状況になっている。事業所数、従業者数について母集団の数と抽出の数を公表してほしい。
- ・再集計・再推計の作業は現場としては大変な作業であると認識している。統計の利活用が広範であるために波及効果も大きく、可及的速やかに対応する必要があり、作業が大変だからやめますと言えるものではない。平成16年から23年については対応が難しいとのことであるが、いくつかの仮定をおいて試みるべきで、説明責任として、データがないからできませんということでは終わるのは難しいのではないか。
- ・資料2-2の2ページの500人以上の標本の抽出方法は、母集団のリストに大きく依存する問題。抽出方法の説明を丁寧にしてもらわないと正しいかどうか判断できない。
- 手元に資料がないので、すぐにお答えできない。
- ・誤差率が目標を達成しているというが、事業所の規模が大きくなると誤差が大きくなっている。回収率が影響していると思うが、目標を達成しているとは見えない。
- 大規模の事業所ほど、他の統計調査にも当たる頻度が高くなり、報告負担が大きくなる。このため、回収が厳しく、これが影響していると考えられる。

- ・資料に示されたのは達成誤差であり、標本設計上の誤差ではないと考える。2%の目標精度と達成精度とは必ずしも一致しない。
  - ・今回の資料は我々がしっかり審査できる形になっていないので、我々が知りたいことをきちんと示して厚生労働省に詳しく説明してもらうことにしたい。  
ただ、現在のデータから見た対応としては改善がなされている。そういう意味で、再推計された系列を、苦渋の決断ではあるが、我々としては認めたい。
- 情報が限られている中で完璧な推計は難しい。乗率補正はすべきであり、その点き議論する必要がある。
- 十分ではないが、復元推計はしっかり行うことが必要。
- ・平成30年1月以降復元推計を行っているが、今回の再集計値とズレが発生している理由は何か。
- 母集団労働者の補正を毎月行っている。雇用保険データが残っていないことも理由。これにより、復元している、復元していないものの誤差の過去の累積により発生しているものである。
- ・6ページの逆数として示された3倍について、抽出率の逆数を各産業に掛けるということだと思うが、全て3倍ではなく、産業ごとに異なるということか。また、平成24年以降、各年で安定しているのかどうか。過去の数字は違うのではないか。
- 6ページの3倍は例示であり、実際は2ページのとおり産業別の抽出率を適用する。倍率に関しては、平成24年1月、27年1月、30年1月で修正している。
- ・厚生労働省の説明により、毎月勤労統計の作成プロセス、修正プロセスが明らかになってきたとの認識がある。また、平成24年以降の再集計結果は、これが正しく行われていれば、統計的な偏りが解消され妥当な方法が取られていることが確認できると考える。したがって、おおむね妥当だということは言えるが、細かいところは説明がなされていない。については、次のとおり取りまとめたい。
- 東京都の規模500人以上の事業所の処理が不適切で偏りを持つ従来の公表結果に比べれば、現在のベストエフォートとしては改善されているので、従来の公表結果に代えて、再集計結果を主系列に切り替えるべきだと思う。より詳しく精査するためには必要な情報が不足している形になるので、次回までに統計委員会の委員から質問を出していただき、それについての回答を得るということにしたい。

#### 【平成16年～平成23年の間の遡及推計】

- ・資料2-2の7ページにある平成16年から23年のデータの遡及ができないということは許容できない。SNA統計にも波及する問題である。  
資料2-2の7ページの「新産業分類による抽出率逆数表を作成していない」という意味が分からない。新旧の産業分類の対応表があるので、作成できるのではないか
- ・資料1の給付のための推計値では、0.6%の上乗せとある。これに基づいて追加給付される。資料2-1の再集計値と公表値のギャップは0.3%から0.8%となっており、

年・月で変動があると思われる。それによって追加給付を行うと、その部分の差がでてくる。それによって追加給付を行うということは可能性としてはあるが、これで決めてよいのか。

→御指摘の点は、統計そのものではなく、統計に基づいた政策判断の問題のため、統計委員会の所掌を超えるものとする。

・給付のための推計値と再集計値にズレが生じているが。

→給付のための推計値は、委員長がおっしゃった雇用保険等を速やかに追加給付するための政策目的で作成したもの。推計値は計算式のとおり作成され、ズレの説明は困難。

→平成24年以降は統計として再集計値を出す。平成16年からの遡及については正しい再集計値が作れない。給付のための推計値は、政策上の必要に応じて作成されたもの。・統計は大事である。なぜ雇用保険のデータがないのか。データの保存を考えるべき。

・産業分類が新旧入れ替わったからということを経由に、遡及を行わないという言い分は受け入れることができない。対照表があり、なんらかの対応も可能なので、これを統計委員会として認めるわけにはいかない。

・利用者に配慮し、平成15年前の公表値及び24年以降の再集計値との連続性を勘案した措置を確保することが必要になる。再集計に必要なデータが欠落しているということで、平成16年から23年までの期間について、24年以降と同じ方法で再集計できないのは確かである。しかし、どのデータをどのように用いており、そのデータがないと、どの程度影響を受けるのか示されていない。本件は重要な事項なので、我々としてはもっと丁寧に確認する必要がある。次回までに平成16年から平成23年についても資料を提出してもらって審議したい。

・産業分類の変更は厚生労働省以外でもやっている問題なので、しっかり対応してほしい。

・審議を終えたので、全体をまとめたい。

本日の審議は、統計法第55条第2項に基づく総務大臣からの報告を受けて審議を行い、統計委員会は、統計法第55条第3項に基づく意見を厚生労働大臣に対して出すこととしたい。内容は、今回の事実に係る統計委員会の認識を示すとともに、以下に掲げる具体的措置の実施を求める意見を述べることとしたい。

- ① 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
  - ② 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること
  - ③ 平成24年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列へ切り替えること
- なお、意見の文言は委員長に一任いただくことでよろしいか。

<異議なし>

・今申し上げた内容で文書をまとめ、厚生労働大臣に対し意見を述べることとする。

次回の統計委員会は、1月30日（水）午後開催する予定であり、具体的な場所も含

め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>